

野田市公告式条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）

改 正 案	現 行																		
(公布) 第2条（略） 2 条例の公布は、<u>野田市役所の掲示場</u>に掲示してこれを行う。 (削る。)	(公布) 第2条（略） 2 条例の公布は、<u>次に掲げる掲示場</u>に掲示してこれを行う。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>野田市役所掲示場</td><td>野田市鶴奉7番地の1</td></tr><tr><td>野田市中央掲示場</td><td>野田市中野台168番地の1</td></tr><tr><td>野田市東部掲示場</td><td>野田市鶴奉174番地の4</td></tr><tr><td>野田市南部掲示場</td><td>野田市山崎1,154番地の2</td></tr><tr><td>野田市北部掲示場</td><td>野田市谷津384番地の1</td></tr><tr><td>野田市川間掲示場</td><td>野田市中里556番地の2</td></tr><tr><td>野田市福田掲示場</td><td>野田市瀬戸970番地の1</td></tr><tr><td>野田市関宿掲示場</td><td>野田市東宝珠花238番地2</td></tr></table>	名称	位置	野田市役所掲示場	野田市鶴奉7番地の1	野田市中央掲示場	野田市中野台168番地の1	野田市東部掲示場	野田市鶴奉174番地の4	野田市南部掲示場	野田市山崎1,154番地の2	野田市北部掲示場	野田市谷津384番地の1	野田市川間掲示場	野田市中里556番地の2	野田市福田掲示場	野田市瀬戸970番地の1	野田市関宿掲示場	野田市東宝珠花238番地2
名称	位置																		
野田市役所掲示場	野田市鶴奉7番地の1																		
野田市中央掲示場	野田市中野台168番地の1																		
野田市東部掲示場	野田市鶴奉174番地の4																		
野田市南部掲示場	野田市山崎1,154番地の2																		
野田市北部掲示場	野田市谷津384番地の1																		
野田市川間掲示場	野田市中里556番地の2																		
野田市福田掲示場	野田市瀬戸970番地の1																		
野田市関宿掲示場	野田市東宝珠花238番地2																		